

令和6年度

丹波篠山市まちづくり審議会（第1回景観部会）議事録

と き 令和7年2月19日（水）

と ころ 丹波篠山市役所第2庁舎101会議室

丹波篠山市まちづくり審議会（景観部会）

令和6年度丹波篠山市まちづくり審議会（第1回景観部会）議事録要旨

令和7年2月19日、令和6年度丹波篠山市まちづくり審議会（第1回景観部会）が招集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

（日時） 令和7年2月19日（水） 午後3時45分開会

（場所） 丹波篠山市役所第2庁舎101会議室

2. 出席委員の氏名

田中栄治委員 松本邦彦委員 谷川智穂委員 谷垣友里委員

【事務局】

まちづくり部 部長 近成和彦

まちづくり部地域計画課 課長 山下哲也

まちづくり部地域計画課 景観専門員 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 荒木隆文

まちづくり部地域計画課景観室 主事 宮本尚輝

3. 会 議

1. 開会（午後 3 時 4 5 分）

2. 部会長あいさつ

部会長よりあいさつ

（これ以後の議事について田中部会長が進行）

3. 議事録署名人の指名

丹波篠山市まちづくり審議会規則第 8 条第 2 項に基づき、会長より 2 名の署名人を指名

松本邦彦委員と谷垣友里委員が指名される。

4. 審議事項

景観重要建造物の指定について

「今西家新宅」の指定について事務局より説明。

～ 質疑応答 ～

谷垣委員

資料にある保存計画というのは、所有者さんが作成された計画でしょうか。

事務局

こちらからの提案です。この計画に基づいて所有者の方と相談しながら保全継承していきたいと考えています。

松本委員

イベントでの活用というのも、現時点ではこちらからの提案でしょうか。

事務局

新宅には後継者がおられず、後々は本家で管理されるそうです。本家

の方から、このままにしておけないので壊れたところは修復しながら活用を考えていきたいと伺いましたので、それをもとにこちらから提案しています。

田中議長 この審議に使っている資料はどこまで公開するのでしょうか。保存計画や管理方針まで公開するのでしょうか。

事務局 今日の資料は審議会の資料として公開します。指定後は、物件データ、由来、特徴や指定理由をA4一ページにまとめたもので公開します。

田中議長 景観重要建造物に指定するかどうかを判断するのに、今後どのような計画が考えられるかが提案してあり、それを必ず実施するとかその計画を公開するというものではないということですね。

事務局 はい。他の可能性もあれば、意見を頂ければと思います。

谷垣委員 今回の指定で庭木は対象外でしょうか。景観上重要であれば検討される可能性もあるのでしょうか。

事務局 今回は指定対象ではないと考えていますが、ご意見ございましたら検討していきたいと思います。

谷垣委員 土蔵のところにある木ですけれども、剪定されていますが、屋根より大きな木だったと推察されます。もし、この家のシンボルツリーだということであれば気になって質問しました。また、通り土間のところにコンクリートブロックで囲われた井戸があり、ポンプを設置されていて、当時の生活をそのまま継承して使われていたことを感じることができます。井戸があること自体が、この家にとって文化的に重要な要素ならば、残して活用するようなことを検討したらどうかと現地で感じました。

松本委員

県道から望見されるというところで、住宅と県道との間（農地）の土地利用というのはこのまま維持される前提で議論を進めて大丈夫でしょうか。

事務局

農地を守りたいとは思いますが、保証できるものではありません。ただ、農振農用地に指定されており、土地利用についても縛りがあるので維持される前提で考えています。

～ 審議終了 ～

「畑家長屋門」の指定について事務局より説明。

～ 質疑応答 ～

松本委員

愛着度について、地域の方から実際にどう認識されているのか確認されていますか。

事務局

特別に確認はしていません。庄屋で有力氏五苗であったことから良く知られていて愛着度があると判断しました。

松本委員

日常の暮らし、日々の生活空間の中での景観上のシンボルになっていたりだとか、それが見えたら帰ってきたと感じるみたいな話があったりとか、農作業のときに見える景色だとかいう話があれば、愛着の部分で語れるものがあったりするのかなと思うのですが。

事務局

そういう見える景観としては谷筋の奥にあるので見えにくい。

田中議長

五苗というのを地域の人たちは、ご存じなのでしょうか。

事務局

福住の歴史に関心のある方に聞いたところ、五苗について認識されていたので、ある程度の知名度はあると思いますが、ほとんど使われていないと思います。

谷垣委員

見えるか見えないかの理由には敷地外の樹木と敷地内の離れが影響しているかと思います。長屋門だけを見たときには、それらがあるから見えないと思いますが、景観の観点ではどのエリアをみればよいでしょうか。

事務局

説明の中にあつた奥の景として、谷筋全体の景観の中での存在感としてみるのが良いかと思います。奥の景の眺望点については、幹線道路から入ったところか、さらに奥の二筋に分かれるところか意見が分かれるかと思いますが、どちらからもはっきりと見えません。また、道路が行き止まりになっていて、多くの人が往来し、認識されているとも考えにくいです。

谷垣委員

すごく歴史があつて、年号も分かるようなすごく価値が高い建物で、大事に思つてらっしゃるのもすごく伝わってくるのですが、景観としてはどう考えたらよろしいでしょうか。

田中議長

景観以外のものでなにか指定はできないのでしょうか。

事務局

文化財の指定が考えられるかと思い調べました。登録有形文化財登録基準には、国土の歴史的景観に寄与しているものという項目があります。景観重要建造物の指定基準には、外観が景観上の特徴を有すると書かれています。景観法の指定では、庄屋を務めたとか、家の履歴としてこういう役職に就いたから有名で愛着度があるというよりも、見た目としての景観あるいは生活景を構成する何か視覚的な愛着みたいな面を評価す

るのかとは思いますが。

田中議長

傷み具合からすると、何らかのサポートが無いと壊れていくだろうなというのが明確に分かるような状況でしたので。

事務局

以前指定した物件に、澤山家長屋門があります。赤い長屋門で非常に特徴があり、誰からも見える位置にある建物で視認性が非常に高く、「赤門」という愛称名があります。一方、今回の漆喰の白壁の長屋門は他のところにも結構あり、特にここだけという特徴はありません。ただ、農家型の長屋門としては、西部地域にはほとんど無く、東部地域の特徴であると思います。

田中議長

地図にプロットしていただいている、西村家、藤田家、奥田家というのが県道から長屋門が見えている物件で。

事務局

後川中の今西家みたいに、集落の塊があって景観を成している。

田中議長

こういう状況（道路から見え景観を成している）であれば、景観的には指定できるのではないかということですけど。

谷垣委員

今まで選定された物件と比べたときに、公共の場所から見えるかという点にかなりの違いを感じます。

事務局

景観重要建造物の指定基準について、景観法運用指針には、所有者やその他の限定された人のみしか通が見ることができない建造物を指定することが不適切であるという趣旨だと示されています。また、「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」この基準は、望見される視点の位置が道路その他の公共の場所に確保されるのであれば、通が見ることができるということのようですので、望見

している視点が公共の場所などにしっかり確保されるのであれば、法律上の基準は満たしていることとなります。

田中議長

そういう意味でいくと望見できることになる。

事務局

ただ、見ようにも所有者しか見ることができないのであれば、課題が残るのかなとは思いますが。それと別の視点ですが、景観重要建造物ですので景観上重要かどうか。そういう捉え方になってくるかと思えます。保全するために公金をそこに投入して補助をしていくこととなりますので、個人の財産のために保全するのではなく、地域の景観にとって残していく必要があるから、保全するために公金をそこに投入していくという視点も大事ではと考えています。地域の景観にとってどうかということが大事な要素だと思っています。

田中議長

三輪先生のご意見でいくと、資料にある、分岐点から谷奥方面を見る写真のこの景観が守られるかどうかということなので、長屋門として見えるか見えないかというよりは、ここにこういう昔ながらの家が残るかどうかというのが景観上重要なところで、それを残すのに長屋門が指定されることが、その景観を守ることになるのかどうかというのが、景観としてはポイントで、そうすると、家族が使うだけではなく、この景色を見ながら何らかの形でここに行く人が生まれることを前提に、指定することも可能かなとも思いますけど。ただ本当にそうなるか、それに期待するというところでしか今のところ言えないですけど。そういう考え方で指定をするのかどうか。一つすると同じような状況であれば、指定するという事になっていくので、似たような谷の奥の方の建物で、そういうのが出てきたときに同じ条件であれば指定していかざるを得ないし、そこに市のお金で補助していかなければならないという状況になる。

谷垣委員

この畑家が、カフェとか宿のような、誰でも行ってよさそうな場所に

なったとしても、駐車場をどこにするとか、すぐにでも見えてくる地域課題があります。生活の空間であるからこそ、いろんな人が本当に入っていったいいのか、また、農地が本当に保全されるのかなど、観光公害の面も気になります。長屋門ネットワークとありましたが、例えばこの群そのものを景観エリアみたいな考え方で、パークアンドライドを整備してフットパスとして歩いていただくみたいな、もし、そこまでの展開を歴史的、文化的価値があるとして検討されるなら、この一棟目はすごく重要かと思います。

事務局

伝統的建造物群保存地区ではないですけど、何か景観重要エリアみたいな、単体というよりはエリア的な感じですね。

谷垣委員

そうなるとう耕作地をどう保全するかなど、また別の地域課題もあって、この谷奥をどうやって耕すかという農地の計画の時期(地域計画の策定)でもあると思いますが、そういう体制が整ってから指定することは考えられますか。

事務局

長期的に取り組んで、将来指定することは確かにあるのかもしれませんが、何かちょっとやることが壮大過ぎて、即答しがたい。課題であることは間違いないと思います。

田中議長

景観の部署では抱えきれない課題という気がしますね。

松本委員

文化財保存活用地域計画のようなもので、地域で合意をして方向性が決まったもの、地域主導で立てた計画を市がオーソライズして、そのうえで指定の話があると順番としては良いのかなと思います。指定することだけが先行してしまうと後で大変な感じがします。逆にそこまでできないと景観重要建造物の指定は、ちょっとしんどいかなと思っています。

事務局

景観法第2条に基本理念があって、景観は国民共通の資産であるということが謳われています。あくまで景観っていうのは、個人の財産ではなくて国民共通の資産ということですので、普段からその人にしか見えない景観であれば、公金で補助していくというのがそぐわないかと思っています。見え方に関しては、今のままでの指定状況とは大きな差があり、道路から見える所にあるという点では、法律上問題は無いけれども、景観としてとらえたときに、地域の景観として重要なものかどうかというところですね。

田中議長

地域としての重要性みたいなものが何らかの形でもうすこし明確になってこないかと思うのかなと思います。

谷垣委員

地域合意を得る場や、計画策定をやってみたいといったときに、市役所職員でサポートに入ってあげてほしい。住民だけでは荷が重いと思うので伴走していただけたら。

田中議長

所有者が地域の集まりの場などで、景観重要建造としてこの地域全体の景観を守るためのひとつのきっかけにするんだということで、その他の地域住民もその方向でいいという意見、認識がされているのであれば指定する方向で考えたらいいのかとも思います。

事務局

奥の景と呼ばれるような景観は、おそらく市内にたくさんあると思います。今回は古い長屋門がありましたが、他にも色々なものが沢山出てきそうな気はしています。

田中議長

今回は歴史的文化的に見て、庄屋さんがそこにいたという歴史と長屋門という文化のなかで、それが非常に重要だと認識できるという前提があって、奥の景としての景観形成になるので、景観としては重要なんですけど、古い建物が単に残っているというだけでは、それを景観重要建

造物として指定するっていうのは、難しいのかなと。

松本委員

最初に質問した、地域の方はどう思われているのかというところがポイントで、景観の観の方は主観とか客観の価値観の話なので、文化財的なところと、それをどう思っているかを確認していただいたうえで、地域の方がこれはすごく大事だという、何らかの意見等を市が把握しているのであれば進めるというところを徹底すれば良いのではないのでしょうか。今回はそれが出来ていないので、景観重要建造物として、進めていくのは難しいのではないかなと考えています。建物が見えてないけれども、みんながあれが無くなったら悲しいとか、何かそんなことが情報としてあるのであれば検討してもいいかなと。

田中議長

今回は何らかの形で認める方向があるとすれば、地域的な視点をいれるということになります。

～ 審議終了 ～

田中議長

全体の意見をまとめさせていただくと、次の意見ができました。

今西家新宅の指定について、適当と認める。

庭の樹木や井戸などが建物に重要なものであれば、指定に入れるようにして下さい。

審議資料について、平面図に指定範囲の明示をして下さい。

畑家長屋門について、今までの指定物件と比較すると、公共の場所からは見えるが、公衆が望見できる条件が違うという点がある。ただ、奥の景として、谷筋の奥に庄屋を務めた家があり、その長屋門があるということ自体は重要なことと考えるので、地域全体として、農地、自然とそこにある建物など、奥の景として考えられているものを今後も守って

いくという意思を確認されたうえで、指定するかどうか慎重に検討して下さい。

審議会としては、上記意見を反映した答申を出したいと思います。

具体的な答申書に記載する内容については、私に一任いただくことで、ご異議ありませんか。

～ 異議なしの声 ～

異議なしの声がありましたので、事務局と調整して決定させていただきます。

5. 意見交換

神社・寺院の景観重要建造物の指定について

(事務局より説明)

神社、寺院の修繕に多額の費用がかかることから、景観重要建造物に指定してもらいたいとの意見が出てきています。今までは民家のような保全継承が難しいものを優先的に指定してきていますが、神社、寺院も地域の町並み景観上非常に重要なものではあるので何らかの支援を考えていく必要があるかと考えています。その方法が景観重要建造物なのか、別の新しい施策なのかということも含めて、意見をお願いしたいと思います。

～ 意見交換 ～

谷垣委員

宗教法人とか宗教の施設には補助金が出ないという話を聞きますが、補助できるのでしょうか。

事務局

修景助成制度では補助ができません。仮に景観重要建造物に指定して

も、支援が無かったらあまり意味を感じないかもしれませんね。

谷垣委員

やっぱり修景、修理で困っていて、ご相談されているかと思うので、所有者にとってはそれが重要なポイントかと。

松本委員

文化財の方はどうですか。

事務局

文化財に指定されたら保全するための修繕などには支援が付きます。修景助成は県との随伴補助なのですが、これまでは神社、寺院でも補助していたものを県が今年度から対象としないこととしたため、助成制度では補助できなくなりました。景観重要建造物の指定は出来るのですが、補助ができない。

支援がついてこなかったら指定してほしいというご意見は上がってこないですよ。

谷垣

潤沢に予算があるところは来るかもしれませんね。その価値をきちんと内外に理解していただくため、指定だけでもというところがあれば。

田中議長

伊丹市では、重点地区とか景観形成道路地区とかの地区を指定されて、その中にある建物だったら、例えば普通の民家でも、塀に瓦をのせたり、格子をつけたりというときに助成をしている。

事務局

それが歴史街道として指定して、今やっているものと同じで、社寺を対象にしたいんですが、県との随伴補助なので、今の制度では補助できない。

松本委員

宗教としてのシンボルだとこの話が進まないと思うので、そこは一旦置いておいて、景観としてその神社はどういう価値を持ってるのかということが重点区域の計画の中で示されていれば使えるようになるんじゃない。

ないかなど。景観のほうから価値づけをせずに進めるのは、危ないんじゃないかなど、あれもこれもという話にもつながってくると思いますので、何かちょっとステップがあった上で議論がスタートするという仕組みが要るんじゃないでしょうか。

事務局

重点地区の指定を考えると歴史街道は明確な区域があるので、その対象から新たに景観重要建造物として指定するのではなくて、景観の町並みとか面的な景観みたいのところから地区指定を優先したうえで、単体としては文化財の方でというのが筋かとは思いますが、支援ができるかどうかということが重要なので、検討していきたいと思います。

6. 閉会（午後5時45分）